

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号

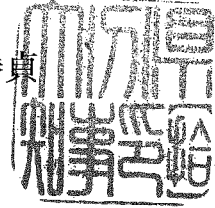
氏名 株式会社こっこー

代表取締役 榎岡 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事

広瀬 勝東



許可の年月日 令和3年12月23日

許可の有効年月日 令和8年12月22日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

## 特別管理産業廃棄物の種類

廃水銀等

廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

廃酸

(水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

廃アルカリ

(水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

汚泥

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

(以上5種類に限る。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限り)

積替え又は保管行為を含まない。

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

|            |                  |
|------------|------------------|
| 令和3年12月23日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 |
| 令和4年7月7日   | 変更届(代表者、役員)      |
| 令和5年5月10日  | 変更届(運搬施設)        |
| 令和5年6月23日  | 変更届(役員、株主)       |
| 令和5年8月3日   | 変更届(大分市内積替え許可)   |

## 5. 積替え許可の有無

市名 大分市

☒ 有 ・ 無

許可番号 08860009356

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無  
有

複写禁止